

熊監発第 000217 号
令和 8 年（2026 年）3 月 9 日

請求人
X 様

熊本市監査委員 落 水 清 弘

熊本市監査委員 西 岡 誠 也

熊本市監査委員 村 上 和 美

熊本市監査委員 高 島 剛 一

熊本市職員措置請求について（通知）

令和 8 年（2026 年）1 月 14 日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の結果

里道工事及び維持管理、並びに水路の不当な改修や維持管理に関する措置請求については、一部却下、一部棄却とする。

第 2 請求の趣旨

令和 8 年（2026 年）1 月 14 日に受け付けた請求書等に記載されている請求の趣旨は

次のとおりである。

なお、請求人は、居住している西区〇〇町〇〇番地に隣接する西側の里道を「西側里道」、南側の水路を「南側水路」と表現している。

1 請求の理由

請求書の記載内容に基づき掲載（下線部分は除く。）。

請求書

(1) 誰が（監査請求の対象とする執行機関・職員）

熊本市長 大西一史（所管：西区役所区民部西区土木センター）

(2) （いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか、又は行うことが予測されるのか。）

- ① 所有権移転未了のまま西側里道の工事が行われ、境界標の撤去による財産権侵害が現状においても放置されている。
- ② 請求者は西側里道及び南側水路について、過去に二度のセットバックを行っているものの、後退部分の土地は熊本市へ寄附されていない状況となっている。
- ③ 工事完成後の西側里道は、障がい者や高齢者にとって歩行が困難なほど傾斜がきつく転倒の危険性が高い状況となっている。
- ④ 不要な工事の繰り返しにより工期超過と公金支出の妥当性が欠如している。
- ⑤ 西側里道における水道引き込み工事について、必要な上下水道局への申請が行われないまま工事が行われている。
- ⑥ 南側水路について、本来必要な構造変更手続きが行われないまま里道として改修、管理されており、水路本来の排水機能が阻害されている。
- ⑦ 南側水路の東側に位置する水路部分に架かる勝手橋については無届で設置されており安全性も欠如している。
- ⑧ 西区土木センターは南側水路の管理を自治会へ依頼したが、自治会はこの管理を拒否しており管理体制が不適な状況となっている。

2 措置請求事項

請求書の記載内容に基づき掲載（下線部分は除く。）。

(1) 措置請求事項（したがって、どのような措置を請求するのか。）

- ① 西側里道において、本来不要である工事や、その不要な工事のやり直しが複数回実施され、明らかに不適切な事業執行が行われているため、その経緯及び公金支出の妥当性について監査を行うこと。
- ② 西側里道及び南側水路の適正な財産管理を行うこと。
- ③ 熊本市が令和元年以降の南側水路工事において発生させた損害の有無及び範囲について監査を行うこと。
- ④ 無届による施工、工期超過、未申請による通行止め、南側水路の構造変更及び勝手橋の問題、職員の一存による施工についての責任の所在を明らかにすること。
- ⑤ 公金支出の妥当性を検証し、必要に応じて返還、是正を求めること。
- ⑥ 西区土木センターとの協議を重ねたものの、虚偽発言や情報公開制度に基づかない資料の提示、さらには職権乱用の隠蔽といった不適切な対応等の可能性が高く、協議が平行線のまま終結したため、その是正及び責任の所在を明確にすること。

3 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・資料1 令和元年工事記録及び現地写真
- ・資料2 令和2年9月の情報開示請求書の表紙
- ・資料3 熊本市「国有財産特定図」
- ・資料4 近隣の熊本震災で被害があった市道の被災状況の写真（水溜まりや地割れ）
- ・資料5 写真（歩きにくい高さ）
- ・資料6 境界立会記録の不調の別紙
- ・資料7 南側水路に設置された勝手橋
- ・資料8 オンブズマン回答及び西区土木センターのメール回答
- ・資料9（資料7と同じ） 南側水路の現況写真及び事故記録

4 請求の受理等

(1) 受理について

本件請求について、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行い、令和8年（2026年）1月14日付で受理した。

(2) 監査の手法について

請求人は、自治法第252条の43第1項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個

別外部監査契約に基づく監査を求めている。

今回請求のあった個別外部監査契約について、令和8年（2026年）1月16日に開催した監査委員による協議で、請求等の内容、現地確認及び一級土木施工管理技士の資格を有する事務局職員からの意見聴取を行い、総合的に判断した結果、監査委員監査が相当であると決定した。

第3 監査の実施

1 監査の期間

令和8年（2026年）1月16日から令和8年（2026年）3月9日まで

2 監査の対象部局及び関係部局

西区役所区民部西区土木センター
都市建設局土木部

3 現地確認

令和8年（2026年）1月23日、監査事務局職員による現地確認を行った。

4 請求人の陳述

令和8年（2026年）2月3日に請求人に対して陳述の機会を設けた。その際、請求人は請求書の記載内容に基づき口頭による陳述を行った。

5 監査対象部局の弁明

令和8年（2026年）2月13日付けで弁明書及び証拠書類が提出された。

6 監査対象部局からの関係資料及び証拠書類の提出

関係資料及び証拠書類として、以下の資料が提出された。

(1) 措置請求事項①関連について

道路側溝の構造図（当初の構成、変更した構成）

道路側溝の設置位置説明写真

道路側溝の流れ方向及び舗装擦り付け説明写真

(2) 措置請求事項②関連について

旧字図

市保管コンピュータ化前字図

現字図

国有財産特定図（平成17年3月31日作成）

7 監査対象部局に対する調査

(1) 書類等の審査

提出された関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員の陳述

令和8年(2026年)2月20日に、西区役所区民部長、西区役所区民部西区土木センター所長、都市建設局土木部長以下6名から陳述を聴取した。

第4 監査委員の判断

住民監査請求は、自治法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出や財産の管理などの財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと定められており、その対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

よって、措置請求事項の⑤及び⑥については、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実には当たらないため却下する。

なお、措置請求事項①については、工事施工が令和元年7月であり当該事実の発生から1年以上が経過しており請求期間が合規しないため却下とすべきものであるが、本請求には工事施工後の管理に関する怠る事実に係る請求も含まれており今もその事実が存続していることが想定されることから監査することとした。

本件請求について、請求書、証拠書類等及び請求人の陳述、監査の対象部局から提出された関係資料及び証拠書類、弁明書等の調査並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

1 措置請求に対する判断

(1) 措置請求事項①について

ア 請求人は、令和元年7月20日に一度完成したとされる西側里道の改修工事について、その後の工事経過や管理体制に重大な問題が認められると主張している。

まず、7月23日以降に実施された複数の追加工事は、本来必要のないものであり、最初から近隣住民の意見を確認することや計画段階で適切に設計・施工されていれば回避可能であったとしている。

具体的には、水道管の引き直しや側溝の位置変更、さらには里道両端の高さ調整などが行われたとしている。

イ これに対し、監査対象部局は、〇〇校区第〇町内の自治会長から熊本地震による液状化で破損した側溝及び里道についての改善要望を受け、現地確認の結果、路面の凹凸、側溝破損による通水機能不全が見られたことから工事発注に至ったものとしている。

地震で破損した側溝を入れ替える工事を経済性で有利となる基礎砕石の上に側溝

を据え付ける構造にて施工していたところ、側溝の沈下が確認されたことから側溝の下に基礎コンクリート版の追加設置を行い側溝布設のやり直しを行ったとしている。

また、側溝布設の際、埋設されていた水道管がでてきたことから、側溝線形の変更を行ったものであり、これらの事象は現場での予期できない事柄であって必要不可欠な作業を実施したものであり、これらの施工は側溝及び里道の改善のための一連の流れを辿るものであるとしている。

ウ 西側里道の工事については、工事着工前及び施工中において請求人への十分な説明がなされていたとは言い難い状況はあるものの、監査対象部局が主張するように、〇〇校区第〇町内自治会からの改善要望を受け、工事施工に必要な作業を実施したものであって違法又は不当な支出とは言えないと判断し棄却する。

(2) 措置請求事項②について

ア 請求人は、西側里道及び南側水路について、過去に二度のセットバックをおこなっているものの、後退部分の土地は熊本市へ寄附されていない状況であり、当該部分において工事を行う場合には、市は土地所有者である請求人の承諾が必要であり、本来、工事はできないはずと主張している。

また、南側水路は境界が確定していないまま、本来必要のないセットバックを重ねた結果、現況幅は現在 120 c m程度に広がっており、セットバックにより物理的な幅は広がったが、あくまで水路としての幅であり、通路として利用することを前提としたものではなく、このセットバックした部分は現在も請求人の私有地であるとしている。

それにもかかわらず、西区土木センターは請求人の承諾を得ないまま工事を実施し、本来、境界が未確定であれば工事を行うことはできないはずであるにもかかわらず、数年前から請求人に無断で工事が実施されている状況であるとしている。

イ これに対し、監査対象部局は、工事内容については請求人を含む隣接住民へ、十分ではなかったかもしれないが説明は行ってきたとしている。ただし、撤去した鋸については、保存もしくは復元する対応をとるべきであったとしている。

請求人が水路と主張している南側水路については、法務局保管の旧字図、現字図では「道」として読み取れることから、過去に水路としての形態があったとしても里道であると判断しているとしている。

未確定となっている境界については、公共財産に関係する地権者や地元の意見を聞きながら決定していくこととなり申請により随時立ち合いを行うことは可能であるとしている。

なお、境界確定のためには、隣接地や対向地の地権者の合意が必要であることから、速やかな決定に至るものではないとしている。

ウ 西側里道については、請求人への十分な説明がなされていたとは言い難い状況にあるものの、監査対象部局が主張するとおり熊本地震による液状化によって破損した側溝及び里道についての復旧を図るために実施したものであると判断される。

請求人が水路であると主張する南側水路については、請求人への十分な説明がなされていたとは言い難い状況はあるものの、監査対象部局が主張するよう法務局備え付けの旧字図、現字図においては里道であると判断されること、また、これをもって里道としての管理を行ってきたとしていることから概ね正当に管理されてきたものと判断し棄却する。

(3) 措置請求事項③について

ア 請求人は、西区土木センターは申請もなく、水路（排水路）を歩行用の里道に構造変更をしている。最終的に令和5年以降に、管理者からの事前説明や承諾が一切ない状態で、土の投入及び石の撤去が実施されており、当該箇所は本来、排水路として機能すべきものであり、道路や里道としての整備・管理は本来の用途から逸脱していると主張している。

イ これに対し、監査対象部局は、請求人が主張している南側水路については、「(2)イ」で記述したとおり、本来、里道であり里道としての管理を行っていると述べている。

ウ 「(2)ウ」の記述のとおりであり棄却する。

(4) 措置請求事項④について

ア 請求人は、上下水道局へ確認したところ、水道工事に関する申請や許可の記録が存在していないことから、無申請で施工が行われた可能性が高く、必要な手続きを経ずに工事が施工されたことは、行政手続きの適正性を欠いており、結果として不当な公金支出につながった疑いがあると主張している。

また、不要工事の繰り返しによる工期超過があったとしている。

イ これに対し、監査対象部局は、側溝布設の際、基礎コンクリート版施工のため、水道管がでてきたことに対する対応であり、移設や布設替えは行っていないことから、必要となるような申請手続きは生じていないとしている。

工期超過については、側溝の沈下や水道管がでてきたことにより作業量が増えたことから必要不可欠なものであったとしている。

側溝の沈下、水道管の出現等、現場における予見困難な事象に対応するための必要不可欠な作業を行ったものであり、職員の一存施工はないとしている。

ウ 施工中において請求人への十分な説明がなされていたとは言い難い状況にあるものの、監査対象部局が主張するよう現場における予見困難な事象に対応するため必要な施工を実施したものであると判断されるため棄却する。

第5 追記

この度の住民監査請求については、却下した一部を除き上述のとおり棄却と判断したが、次のとおり監査委員の意見を市長に提出することとした。

■監査委員の意見

西側里道については、熊本地震後の復旧対応を急いだためではあるものの、官民境界の確認を怠っていたことや請求人への工事内容についての十分な説明もなく着工したことは好ましくなく、丁寧な説明を行ったうえで着工すべきであったと考える。

なお、現在においても、請求人が境界を明示するものであったと主張する鉤の復元がなされていないことから、その対応については隣接地権者の同意が必要となるが、市が継続性をもって取り組んでいくことが必要ではないかと考える。

また、舗装の横断勾配（※1）については、現地調査の結果、箇所にもよるが標準的な勾配とされる 2%を大きく超えていることを西区土木センターも認めている。このことは、危険とまでは言えないものの、安全であるとも言いきれない。布設替えした側溝の蓋の高さには変更はなく、側溝から民地出入口への擦り付けを行った結果であるとのことではあるものの、これについても、事前に請求人への丁寧な説明を行っておくことで回避できたのではないかと考えられる。

請求人が水路と主張する南側水路については、法務局に保管されている旧字図、現字図により里道であると判断されるものの、請求人は情報公開請求により本市から提供された国有財産特定図をもって水路であると主張していることから、これに対しても請求人への丁寧な説明が必要であったのではないかと考える。

また、南側里道の境界を示していると思われる設置者不明のプラスチック杭が地盤より突き出ている状況については、安全とは言えない状況であることから、境界の確定に至るまでには期間を要することも想定されるものの、市が主体性をもって適正に管理していくことが望まれる。

なお、本市において管理する里道及び水路については、およそ 39,000 箇所と膨大な管理箇所数ではあるものの、管理者としての適切な管理が行われていくことを望むものである。

※1 横断勾配とは、道路の進行方向（長手方向）に対して直角に設けられた傾斜のこと。

主な目的は、路面に降った雨水を速やかに排水し、水たまりの発生を防ぐために設置される。